

令和 6 年12月28日
吉田連合会長 承認済

令和 6 年度 12月 連合理事会議事録

日 時	令和 6 年12月28日（土）17：00～21：00	場 所	第1自治会館
出席者	吉田、鷹尾、大畑、荻谷、嘉茂、吉野 書記：村山 出席者：7名、欠席者：2名（松山、井澤）		

議 題

1. 12月理事会議題関連について（説明：村山）

- (1) 本日の議題・配布資料として、次の資料に基づき今後の運営予定、諸準備に必要な意識揃えを行い運営対応に反映するよう説明した。
 - ① 12月（本日の）理事会の議題（進行）
 - ② R6.3四、4四半期～R7.5月までの主な運営予定、運営計画線表
 - ③ 会則、細則見直し案（各役員の改正案及び意見等）の確認
 - ④ 会長立候補の公示済文書説明及びR7連合大会準備、議長選出進行要領
 - ⑤ 祭り関連資料（会計資料、祭り記録資料綴り案）
 - ⑥ 各役員の提案議題、懸案事項の列挙

2. 業務運営上の確認対応、処置案件関連（説明：鷹尾、協議：各役員）

- (1) 根形公民館貸出し分、根中借用分のテント損傷の対応
 - ① 根形公民館（行事開催時）へ貸し出したテント損傷は、見積賠償額408,000円となること及びその対応として連合側でインターネット購入し立替払い後、精算することを連合会として了承した。
最終決定は、公民館内理事会の承認が1月中旬頃であり、その後発注とする。
なお、天幕部分は返納受けとし連合予備品で活用することで調整、承知された。
 - ② 根中から（祭り開催時）借り受けたテント損傷については、根中から16,500円の請求書を受け、立替支払い済みである。祭り会計上の収支変更でなく連合一般運営予算での処理とし立替精算する。
- (2) 祭り収支は、テント補修と写真整理で15,000円支出として締め済である。
- (3) 大会代議員数を両自治会が同数とすべき規定に基づき、第1自治会の追加代議員5名の名簿を再提出し説明した。第1、第2の代議員数はそれぞれ22名となる。
- (4) 自治会館運営管理要領の第2自治会制定（昨年11月）に伴い、第2は新規提出（荻谷）し、第1からは昨年提出の更新版を再提出する。

3. 定期大会資料作成に向けた対応関連（説明：鷹尾、協議：各役員）

- (1) 次期会長立候補者の届け出公示後の対応
立候補届け期限1/15の届出結果は、会長から各理事にLINE配信する。
選挙、その他の対応が必要の場合は、理事会を臨時に招集し、投票での得票数が同数となった際は、抽選にて確定とする案が了承されたが詳細は引き続き協議する。
- (2) 大会資料となる提案議題は、年度報告、諸計画の案を早期に審議し、完成案を2月理事会で確定する。（主な日程は、書記提示した線表により計画的に進める。）

- (3) R7年度大会での（一般）運営予算編成において連合扱いにかかわる経費、購入要望があれば大会資料（予算計画）に盛り込む必要があるため、各自治会から連合に早期に提出する。

4. 会則、細則の改正対応関連

（説明：大畑、吉野、鷹尾、吉田、村山 協議：各役員）

(1) 会則の現状の不備、不明点及び改正意見等の案出

各役員からの意見、提案を確認したものを改正素案として協議し、次回理事会で確定した後、大会議案の改正案として資料に盛り込み反映する。

一例として、次のとおりである。

- ① 役員（会則第7条1項）の顧問1名の欄に、同条（7）項を反映し「会長の要請のある場合」の語句を追記し実情の参画状況に整合させる。
- ② 役員に欠員が生じた場合（9条）の補充規定に対し、補充するまでの間の理事会構成人数での成立要件及び欠員が長期となった場合の理事会審議、議決に支障がでない対応要領の検討を進める。
- ③ 大会議長は代議員から選出（10条）とあるが、議長となった場合、代議員同数の原則に齟齬する懸念があり、また、代議員以外とすると改正した場合は、最終議決権をその議長に判断させる事になり、その解釈の検討が必要となる。
- ④ 自治会館建設負担金（24条）の自治会枠制定する経緯結果については、会則第24条の3項に明示するか、細則案も考慮した素案を早期に作成する。
- ⑤ 役員報酬年額（会則第25条）は、昨年理事会で修正が承認されたが大会での説明が欠落していたため、R7の大会で説明し承知された後、連合HPで報酬一覧表の修正版を掲載する。
- ⑥ 会館管理人の手当（25条）は、各自治会が負担との意見もあったが、協議の結果、従来どおり連合からの手当とする。
委員等手当は、防犯指導員は市への推薦委員でもあり連合委嘱委員でもあるので、これまでの定期大会資料の記載はそれに合わせて加筆修正する。
- ⑦ 文書保存期間（27条）は、各自治会規約規定との整合、連動を考慮し、見直し案を検討する。

(2) 細則の見直し、改正の優先順位

各役員から出された改正意見を確認し協議した。見直しは会則で「細則で定める」とした事項を優先し大会資料の一部として説明できるよう、細則の素案を協議し確定する。その他の細則見直しは、規定に基づき理事会での協議事項とする。

5. 祭り資料の記録、保存及び資料綴り案関連（説明：村山 協議：各役員）

- (1) 祭り記録資料綴りは、書記が提示した目次、項目立てにより原則、紙媒体で整理し、画像は一部ダイジェスト版を印刷する他、USB（PC含む）で保存し、次年度への引継ぎ、申し送り資料とする。
- (2) 祭り記録資料綴りに綴じ込む資料には、役員が実行委員として担当した運営記録の他、各自治会及び担当業務上での全体意見等、まだ未提出の内容があれば早急に提出し、次期祭り運営の効果的な資料として引継ぎをする。

6. コピー機の更新計画について（説明：鷹尾 協議：役員）

- (1) 契約会社（ゼロックス）からのヒアリングを第1自治会で段取りをするが、ゼロックス側の説明確認を理解した上で再リースか、新規契約とするかを早期に判断決定し予算化へ折込むものとする。
- (2) 来年度の予算編成素案は、上記案件の他、連合会長統括のもと早急に策定し2月理事会で承認確定させ大会資料に盛り込む。

7. 次回、理事会の予定

- (1) 1/25（土） 17：00～20：00 連合理事会（第1自治会館） ※時間厳守